

神奈川県言語聴覚士養成所指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県を所在地とする言語聴覚士養成所（以下「養成所」という。）について、言語聴覚士学校養成所指定規則（平成10年文部省・厚生省令第2号。以下「指定規則」という。）に定めるもののほか、指定の手続きその他必要な事項を定める。

(設置計画書等の提出)

第2条 養成所について、神奈川県知事（以下「知事」という。）の指定を受けようとするとき又は学生の定員を増加しようとするときは、その設置者は、授業を開始しようとする日（学生の定員を増加しようとする場合は変更を予定する日）の1年前までに、次に掲げる事項を記載した養成所設置計画書（様式1）（学生の定員を増加しようとする場合は定員変更計画書（様式3））に関係書類を整え添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 趣意書
- (2) 設置者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）
- (3) 養成所の名称
- (4) 位置
- (5) 設置予定年月日（定員の変更にあっては、変更予定年月日）
- (6) 入所予定定員（定員の変更にあっては、現在の定員及び変更予定定員）
- (7) 長の氏名及び履歴
- (8) 収支予算及び向こう2年間の財政計画

(一般的事項)

第3条 一般的事項として次の事項を定める。

- (1) 指定規則第2条第1項に規定する指定申請書（様式2）は、遅くとも授業を開始しようとする日の6か月前までに知事に関係書類を整え添付して提出すること。
- (2) 指定規則第3条第1項の変更の承認申請書（様式4又は様式5）は、遅くとも変更を行おうとする日の3か月前までに知事に関係書類を整え添付して提出すること。
- (3) 養成所の設置者は、法人であること。
- (4) 敷地、校舎の位置及び環境が、教育上適切であること。
- (5) 指定規則第2条第2項に規定する実習施設の承諾書は別記書式1により、実習指導者の履歴書、免許証の写し及び要綱第8条第1項第1号イに定める講習会の受講修了証の写しを添付のうえ提出すること。

- (6) 養成所は、自らの教員要件及び教育内容等について、別記書式2により自己点検、自己評価及びその結果の公表を毎年行うこと。
- (7) 養成所は、教員要件及び教育内容等に関して、5年以内ごとに第三者による評価を受け、その結果を公表するよう努めること。

(学生に関する事項)

第4条 学生に関する事項として次の事項を定める。

- (1) 学則に定められた学生の定員を守ること。
- (2) 入学資格の審査は、法令の定めるところに従い適正に行うこと。
- (3) 入学の選考は、適正に行うこと。
- (4) 学生の出席状況を確実に把握し、出席状況の不良な者（例えば欠席日数が当該学年の出席すべき日数の3分の1を超える者）については、進級又は卒業を認めないこと。
- (5) 入学、進級、卒業、成績、出席状況等学生に関する記録が確実に保存されていること。
- (6) 健康診断の実施、疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置を講ずること。

(教員に関する事項)

第5条 教員に関する事項として次の事項を定める。

- (1) 専任教員の数は、定員又は学級数に応じて増加すること。
- (2) 専任教員1人の1週間当たりの担当授業時間数は過重にならないよう15時間を標準とすること。
- (3) 養成所は、臨床実習全体の計画の作成、臨床実習施設との調整、臨床実習の進捗管理等を行う者（以下「実務調整者」という。）として、専任教員から1名以上配置すること。
- (4) 専任教員は、臨床に携わるなどにより、臨床能力の向上に努めるものとする。

(授業に関する事項)

第6条 授業に関する事項として次の事項を定める。

1 教育内容について

- (1) 指定規則別表に定める各教育分野は、別表1に掲げる事項を修得させることを目的とした教育内容とすること。

2 単位制について

(1) 単位の計算方法

ア 基本的計算方法

1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを

標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

基礎分野の授業科目は、実験、体育実技等であっても講義又は演習に含まれること。

イ 臨床実習

臨床実習については、1単位を40時間以上の実習をもって構成すること。

ウ 時間数

時間数は、実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。

(2) 履修単位数及び時間数

教育課程の編成に当たっては、基礎分野20単位以上で600時間以上、専門基礎分野32単位以上で895時間以上、専門分野（臨床実習を除く）34単位以上で985時間以上、臨床実習15単位以上で600時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

(3) 単位の認定

ア 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認すること。

イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は言語聴覚士法施行規則第15条に定める学校、文教研修施設若しくは養成所に在学していた者に係る単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、当該養成所における履修に替えることができること。

(施設設備に関する事項)

第7条 施設設備に関する事項として次の事項を定める。

1 同時に授業を行う学級の数を下らない専用の普通教室を有すること。

1の授業科目について同時に授業を行う学生数は、40人以下であること。

ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる場合は、この限りでないこと。

2 専用の実習室及び図書室を有すること。

実習室は、基礎実習室、検査室（防音設備のあるもの）、訓練室（観察室のあるもの）、教材作成室、ロッカールーム（又は更衣室）を有すること。

3 教育上必要な機械器具、模型及び図書を有すること。

(1) 教育上必要な機械器具及び模型は、別表2を標準として整備すること。

(2) 図書室に有すべき教育上必要な専門図書（洋書を含む）は、1000冊以上（法第33条第2号、第3号又は第5号の養成所にあつては500冊以上）が望ましいこと。

(臨床実習施設に関する事項)

第8条 臨床実習施設に関する事項として次の事項を定める。

- 1 臨床実習施設は、言語機能、音声機能及び聴覚に関する訓練、検査等の実習を行うにふさわしい施設であり、以下の要件を備えていること。
 - (1) 以下の要件をすべて満たす実習指導者の指導が行われること。
 - ア 各指導内容に対する専門的な知識に優れ、言語聴覚士の免許を受けた後5年以上法第2条に掲げる業務に従事した、十分な指導能力を有する者であって、当該施設において専ら法第2条に掲げる業務に従事していること。
 - イ 厚生労働省が定める基準を満たす臨床実習指導者講習会を修了した者又は令和6年度以降に開催された厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会を修了した者であること。
 - ウ ハラスメントの防止に努める者であること。
 - (2) 実習指導者1人が担当する学生数は、2人を限度とすること。ただし、見学実習の実施については、実習指導者によらないことができることとし、実施にあたり担当する学生数に制限は設けない。
 - (3) 臨床実習施設には、専用の訓練室及び実習を行う上で必要な機械器具を備えること。また、臨床実習を行うのに必要な設備として、討議室、休憩室、更衣室、ロッカー、机等を備えていることが望ましいこと。
 - (4) 臨床実習のうち400時間以上は、医療提供施設（薬局及び助産所を除く。）において行うこと。
 - (5) 医療提供施設において行う実習のうち320時間以上は、病院又は診療所において行うこと。
 - (6) 臨床実習で経験すべき症例が十分に確保できていること。
 - (7) 養成所と緊密な連携体制をもってハラスメント予防に努めること。
- 2 介護、福祉、特別支援教育の施設等と連携することで、見学等の実習の機会を設けることが望ましいこと。

(その他)

第9条 その他として次の事項を定める。

- (1) 入学料、授業料及び実習費等が適当な額であり、学生又は父兄から寄附金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。
- (2) 指定規則第5条の報告は、確実かつ遅滞なく行うこと。

なお、報告に当たっては、看護師等養成所報告システムを利用して報告を行うこと。

(広告及び学生の募集行為に関する事項)

第10条 広告及び学生の募集行為に関する事項として次の事項を定める。

- (1) 広告については、申請書(設置計画書)が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中(設置計画)であることを明示すること。
- (2) 学生の募集行為については、指定申請書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中であることを明示すること。

学生の定員を増加させる場合の学生の募集行為(従来の学生の定員に係る部分の学生の募集行為を除く。)については、これに準じて行うこと。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年5月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 ただし、この要綱は平成27年3月31日以前に養成所の指定を受けた養成所にも適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年3月2日から施行し、言語聴覚士法(平成9年法律第132号。以下「法」という。)第33条第1号の養成所は令和7年4月1日から、同法第33条第2号の養成所は令和9年4月1日から、同法第33条第3号及び第5号の養成所は令和8年4月1日からそれぞれ適用する。

ただし、要綱第8条第1項第1号及び第2号については、法第33条第1号に該当する者の指導については令和7年4月1日以降の入学生から、法第33条第2号に該当する者の指導については令和9年4月1日以降の入学生から、法第33条第3号及び第5号に該当する者の指導については令和8年4月1日以降の入学生からそれぞれ適用する。

- 2 この要綱は、令和8年3月1日以前に指定を受けた養成所にも適用する。
- 3 適用の日前においても、変更の承認申請又は届出をすることができる。
- 4 令和8年4月1日までに法第33条第1号、第2号、第3号及び第5号の指定を受けている養成所において言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、要綱第6条第1号第1項及び別表1の定めにかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則

この要綱は、令和8年6月29日から施行する。

別表 1

教育内容と教育目標

	教育内容	単位数				教育目標
		法第33条第1号	法第33条第2号	法第33条第3号	法第33条第5号	
基礎分野	科学的思考の基礎	20				科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動する能力を培う。生命倫理、人の尊厳について幅広く理解する。国際化及び情報化社会に対応できる能力を培う。患者・利用者等との良好な人間関係の構築を目的に、人間関係論、コミュニケーション論等を学ぶ。言語聴覚療法の基盤となる知識・技能及び態度を修得する。
	人間と生活					
	社会の理解					
	言語聴覚療法の基盤					
専門基礎分野	人体のしくみ・疾病と治療	15	15	15	15	言語聴覚療法に関わる人体の構造と機能の知識を系統的に学ぶ。言語聴覚療法に必要な臨床医学、臨床歯科医学、栄養学、薬理学等の知識を学び、言語聴覚領域の疾患との関連を系統的に理解する。音声・言語・聴覚医学（神経系の構造、機能及び病態を含む。）に関する言語聴覚療法の基礎知識を系統的に学ぶ。医用画像の評価や救急救命の基礎的知識について学ぶ。
	心の働き	7	7	7	7	言語聴覚障害及び言語聴覚療法について学修するうえで基礎となる心の働きに関する知識・技能・態度を修得する。
	言語とコミュニケーション	9	9	9	9	言語聴覚療法に必要な言語・コミュニケーションに関する知識を学ぶ。
	社会保障・教育とリハビリテーション	1	1	1	1	言語聴覚療法の基礎となる社会福祉、リハビリテーション、学校教育に関する知識を学ぶ。
専門分野	言語聴覚障害学総論	2	2	2	2	言語聴覚障害の特性と種類、言語聴覚士の役割・専門性及び言語聴覚療法の基本概念を修得する。
	言語聴覚療法管理学	2	2	2	2	言語聴覚療法を支えるシステムと制度を理解し、言語聴覚療法の質及び業務・情報・安全等に関する管理について学ぶとともに職業倫理を遵守する態度を養う。
	失語・高次脳機能障害学	6	6	6	6	失語及び高次脳機能障害、言語発達障害、発声発語障害、摂食嚥下障害、聴覚障害、平衡機能障害並びに関連障害に関する
	言語発達障害学	6	6	6	6	

発声発語・摂食嚥下障害学	9	9	9	9	知識と言語聴覚療法の評価・訓練・指導・助言、その他の援助に関する知識・技能・態度を修得する。画像情報による評価、喀痰等の吸引についても修得する。
聴覚障害学	7	7	7	7	
地域言語聴覚療法学	2	2	2	2	障害児・者、高齢者の地域における生活を支援するための諸制度や自立支援、就労支援、地域包括ケアシステム及び多職種連携など言語聴覚士に必要な知識・技能並びに支援のあり方について修得する。
臨床実習	15	15	15	15	社会的ニーズの多様化に対応した臨床的観察力・分析力を養うとともに、治療計画立案能力・実践能力を身につける。言語聴覚士の役割・職務を理解し、対象児・者の特徴と問題を把握して、言語聴覚療法の評価・訓練・指導・支援の技能を養う。また、チームの一員として連携の方法を修得し、言語聴覚士としての基礎的な実践能力を培う。
合計	101	81	81	81	

別表 1 の備考

- 1 薬局及び助産所を除く医療提供施設の他、介護、福祉、特別支援教育の施設等と連携することで、見学等の実習の機会を設けることが望ましい。
- 2 臨床実習の実施に当たっては、別表 3 に掲げる事項を修得させることを目的とした内容とすること。

別表 2

教育上必要な機械器具、標本、模型
機械器具

教育分野		品目	数量
専門 基礎 分野	人体のしくみ・疾病と治療	血圧計	10 人に 1 台以上 1 学級分
		○救急蘇生装置（AED）シミュレーター	1 台以上
専門 分野	共通する機械器具	動画記録・再生システム	2 式
		音声録音再生装置	10 人に 1 台以上 1 学級分
		訓練教材（各種）	適当数
		コミュニケーションエイド（各種）	適当数
	失語・高次脳機能障害学/言語発達障害学	心理検査・言語検査用具（各種）	適当数
	発声発語・摂食嚥下障害学	音響分析装置	1 台以上
		○呼吸機能検査装置	1 台以上
		○発声機能検査装置	1 台以上
		人工喉頭	1 台以上
		発声発語器官検査・用具一式（鼻息鏡等）	適当数
		○舌圧計	10 人に 1 台以上 1 学級分
		リクライニング椅子またはベッド	1 台以上
		酸素飽和度測定器	10 人に 1 台以上 1 学級分
		吸引装置一式	1 台以上
		○内視鏡	1 台以上
	聴覚障害学	オーディオメータ（JIS 診断用 I 型）	10 人に 1 台以上 1 学級分
		○聴性誘発反応検査装置（ABR、ASSR を含む）	1 台以上
		幼児聴力検査装置（COR 検査、PS 検査等が可能なもの）	20 人に 1 台以上 1 学級分
		○耳音響放射検査装置	1 台以上
		インピーダンスオーディオメータ	20 人に 1 台以上 1 学級分
		補聴器（数種類）	適当数
		補聴器特性測定装置	20 人に 1 台以上 1 学級分
		人工内耳マッピングシステム	1 台以上
		騒音計	20 人に 1 台以上 1 学級分
		○重心動揺計	1 台以上
		フレンチェル眼鏡	1 台以上
標本及び模型		人体解剖模型	1 台以上
		聴覚系解剖模型	1 台以上
		発声発語・嚥下系解剖模型	1 台以上
		神経系解剖模型	1 台以上

備考

○を付けたものについては、臨床実習施設において使用できる場合には、養成所に備えることを要しないこと。

別表 3

臨床実習の実施における教育目標

分類	教育目標
見学 実習	言語聴覚障害がある人の抱える問題とその背景について学ぶ
	言語聴覚士の役割と業務について学ぶ
	見学する施設の特徴と地域における役割について学ぶ
	職業倫理（守秘義務など）について学ぶ
評価 実習	臨床の基本的態度と評価・診断技能を学ぶ
	他職種との連携や言語聴覚士の臨床以外の業務について学ぶ
	言語聴覚障害がある人との適切なコミュニケーションを学ぶ
	指導者の指導の下、対象者の神経心理学的特徴等が明らかとなる評価法を選択し、実施することを学ぶ
	実施した評価結果を分析することを学ぶ
総合 臨床 実習	言語聴覚士である指導者の助言・指導のもとに典型的な対象児・者に提供できる基本的言語聴覚療法を学ぶ
	対象者を評価し、言語聴覚療法の実施計画を作成し、言語聴覚療法を実施することを学ぶ
	対象者の障害特徴を掘り下げて調べる検査や、それに対応した治療（訓練・指導・支援）の方法を考案することを学ぶ
	多職種と連携してリハビリテーションを実施する方法を学ぶ

備考

教育目標に掲げる各項目について、実践的に修得することを目指すものとする。